

2024 年度

事業報告書

自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

日本繊維輸出組合

目 次

第一 2024 年の繊維製品輸出動向	1
I. 総 論	1
II. 主要繊維製品の輸出状況	3
1. 綿（繊維原料）類	3
2. 糸 類	3
3. 織 ・ 編 物 類	4
4. 不 織 布	5
5. 衣 類	6
6. その他製品	6
繊維輸出総括表（2024 年 1～12 月）	7
 第二 組合員の異動及び機構等	8
I. 組合員の異動	8
II. 機 構	8
III. 役 員	9
 第三 事業の概要	10
 第四 総会・理事会・監事会	12
I. 総 会	12
II. 理 事 会	12
III. 監 事 会	13
 第五 企画委員会及び商品・市場・制度別委員会等	14
I. 企画委員会	14
II. 原料資材委員会	14
III. 漁網・漁網糸委員会	15
IV. 織・編物委員会	15
V. アパレル委員会（東京・大阪合同）	15
VI. CSR 委員会	15
VII. 家庭用品委員会	16
VIII. 海外市場開拓委員会	16
IX. ロジスティクス委員会	16
X. 組合運営に関するタスクフォース	18

第六 事業関係	19
Ⅰ．新年賀詞交歓会	19
Ⅱ．EPA/FTA 協議等への対応	19
Ⅲ．繊維貿易情報センター	19
Ⅳ．展示商談会への参加、協力、受け入れ	20
Ⅴ．研修会、講演会、セミナー等の開催	21
Ⅵ．海外（含む駐日）関係機関等交流・協力等	25
Ⅶ．上海分会	27
Ⅷ．ベトナム分会	28
Ⅸ．繊維産業技能実習事業協議会への対応	30
X．日本繊維産業連盟に係る事案	30
XI．関係当局への対応	33
XII．国内関係諸団体	33
XIII．EIPS コンサルタント事業の組合員企業への提供	33
XIV．CSR について	34

第七 業務関係	35
Ⅰ．輸出繊維製品の原産地証明書発給状況	35
Ⅱ．広報、諸統計、その他	
1．組合 HP・掲示	35
2．諸統計の作成	35
3．登記・届出関係	36
添付資料	37
Ⅰ．要望書等	
『日・バングラデシュ EPA に関する意見・要望等について』	37

第一 2024 年の繊維製品輸出動向

I. 総 論

我が国の繊維産業は、1985 年のプラザ合意を機に進展した円高や、アジアなど海外の豊富で低廉な労働力を求めて生産拠点を日本から海外に移転した結果、国内生産は縮小傾向にある。一方、視線を世界に転じると世界の人口は増加を続け、海外での繊維品需要が拡大する中、日本製の高品質で高感度・高機能な繊維品の需要は海外でも底堅く、日本の繊維品輸出は安定した輸出規模を維持していた。

しかし、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大で需要が大きく落ち込み、2020 年の繊維品輸出は金額で 14.8%減少した。翌年以降は繊維需要が回復基調にあったが、2024 年は為替が円安基調にも係わらず国内の生産スペースの減少や中国をはじめとする主要国の需要低迷もあり弱含みとなった。従い、我が国の繊維品輸出は円安により円金額では増加したものの、2024 年の繊維品全体のドルベースでの輸出金額は前年比 1.6%減の 67 億 8,400 万ドル、数量も 1.0%の減少となった。

ドルベースでの品目別輸出金額は、綿（わた）が前年比 7.6%増と前年の減少から増加に転じたものの、主力となる織・編物は 3 年続けて減少した。

(1) 2024 年繊維品の輸出総括表

	百万円	前年比	百万ドル	前年比	千トン	前年比
綿（わた）	106,854	115.8	708	107.6	168	101.1
糸	129,470	105.9	856	98.4	96	99.1
織・編物	384,906	102.4	2,537	95.0	155	95.7
不織布	131,936	108.0	871	100.2	73	105.7
衣料品	112,632	106.8	745	99.4	4	99.2
その他繊維品	161,599	106.6	1,066	98.9	292	97.8
繊維品総合計	1,027,398	105.9	6,784	98.4	764	99.0

出所：財務省貿易統計（確々報値）

注：前年比は%

織・編物は織物、タイヤコード織物、コーテッド織物、ニット生地を含む

(2) 2024 年 繊維製品・主要地域別輸出状況

	トン	前年比	構成比	百万ドル	前年比	構成比
アジア（中近東を除く）	576,270	103.6	75.5	4,573	98.4	67.4
中 国	138,800	93.4	18.2	1,814	92.7	26.7
アセアン	335,072	103.2	43.9	1,751	101.6	25.8
中央アジア・中近東	28,782	112.5	3.8	399	114.8	5.9
ヨーロッパ	59,665	108.8	7.8	824	98.9	12.2
E U 2 7	49,196	111.2	6.4	697	99.9	10.3
北 米	49,951	83.4	6.5	661	89.7	9.7
米 国	48,778	83.1	6.4	628	89.1	9.3
中 米	5,150	104.6	0.7	76	106.2	1.1
南 米	1,589	58.6	0.2	18	82.9	0.3
アフリカ	40,452	103.4	5.3	206	99.8	3.0
大洋州	1,681	89.2	0.2	27	90.5	0.4
全世界	763,541	99.0	100.0	6,784	98.4	100.0

出所：財務省貿易統計（確々報値）

注：前年比、構成比は％

2024 年の主要地域別輸出実績をドル金額ベースで見ると、全輸出の 67.4％をアジア（中央アジア・中近東を除く）向けが占めたが、その内全輸出の 26.7％を占める中国向けが前年比 7.3％減少したものの、ベトナムを中心としたアセアン諸国への輸出は 1.6％増加した。近年、チャイナ・プラスワンとして中国からアセアン諸国へ縫製地が移転する中、EPA 等を活用したアセアン向けの持ち帰り用輸出が増加していたが、2024 年は持ち帰り用途の需要が振るわず、また、アセアンから第三国向けの輸出も欧米など主要国の繊維品消費に力強さを欠き小幅な伸びに留まった。

ヨーロッパや米国向けは 9 月以降、金利引き下げによる株値上昇から消費が活発化したものの物価高に伴う消費への影響などで需要が低迷した。一方、織物輸出を中心とした中央アジア・中近東向けは同 14.8％増と 2 年連続で増加したが、この他では減少した地域が多く見られた。

Ⅱ．主要繊維製品の輸出状況

1. 綿（繊維原料）類

2024 年の繊維品輸出を主要品目別に見ると、全繊維輸出額のうち 10%弱を占める綿（わた）類は、数量が前年比 1%増の 16 万 8,474 トン、金額が同 8%増の 7 億 798 万ドルとなった。

その内、大宗を占める合繊綿は数量が前年比 10%減の 12 万 4,561 トン、金額が同 12%減の 5 億 2,881 万ドル。最大市場の中国が数量で同 13%減の 3 万 1,636 トン、金額が同 8%減の 1 億 1,923 万ドルと、数量、金額ともに前年に続き減少。更に、中国に次ぐ米国向け輸出も数量が 29%減、金額も 24%の大幅減、また、EU向けも数量が 13%減、金額も 33%の大幅減となったが、アフリカ向けが数量で 7%、ドル金額で 2%増加した。なお、合繊綿のうちポリエステル綿は、数量で同 1%減、金額が 7%減少。更に、主力のアクリル綿も数量が同 13%減で 10 万トンを割り 9 万 245 トン、金額も同 11%減の 4 億 428 万ドルとなった。

一方で、スフ綿は数量が同 178%増と 3 倍近くとなる 28,045 トン、金額も 4 倍を超える同 325%増の 15,897 万ドルと、2 年連続で増加。主要市場の中国は、数量でほぼ横這いの 7,925 トン、金額は若干増加の 2%増。中国に関し、50%を超える大幅減となった 2016 年以降を数量で見ると、2018 年こそ増加したが、それ以外は減少していたところ、2022 年以降は持ち直している。なお、大幅な増加となったのは、インドネシアやベトナム向けが数量でそれぞれ約 9 倍、金額は 10 倍を超える増加となったため。

2. 糸 類

全繊維輸出のうち金額シェア 13%の糸類は主に東アジア向け輸出が中心で、数量は前年比 1%減の 9 万 5,726 トン、金額も同 2%減の 8 億 5,569 万ドルと 3 年連続の減少となった。

(1) 人絹糸

主な輸出先のうち、中国向けが数量で前年比 43%増、金額も同 47%増とそれまでのインドを抑えて第一位の仕向国となった。第二位のインドは、数量が同 11%減、金額も同 10%減と前年の増加から減少に転じた。続くイタリアは数量が同 58%増、金額も同 71%増加。全体としては数量が前年比 51%増の 11,421 トン、金額も同 38%増の 1 億 5,518 万ドルの大幅増となった。

(2) 合繊長糸

糸類輸出のうち主力品目の合繊長繊維糸は、前年と同様に数量が前年比 5%減少し 8 万 475 トン、金額も同 8%減の 6 億 4,824 万ドルとなった。最大市場の中国は、数量が前年比 11%減の 1 万 9,053 トン、金額も同 8%減の 1 億 7,348 万ドル。続くタイは数量で同 11%増、金額も同 6%増加。その他主要国ではベトナム向けが数量・金額共に同 10%以上増加したものの、米国と韓国向けが

数量・金額ともに2割以上減少、EU向けは数量で同5%増、金額は同17%の減少となった。

素材別では、ナイロン糸の数量が前年比2%増の3万1,059トン、金額は同5%減の1億9,075万ドル。ポリエステル長糸は数量が同1%減の1万2,335トン、金額が同1%増の9,231万ドル。アクリル長糸は数量が同22%減の1万5,485トン、金額も同28%減の6,779万ドルとなった。

(3) その他の糸

主要な品目としては、合繊短繊維糸の数量が4年続けて減少の前年比1%減、金額も同4%減と同じく4年連続減少し1,596万ドルとなった。

また、綿糸は数量の約2分の1を占めるタイ向けが同25%減、金額も同24%減少。一方、中国向けは数量が28%増、金額も5%増加し、2023年にタイを抜いて1位に順位を上げた以降も差を広げている。合計では数量が同2%増の1,956トン、金額も同6%増の1,580万ドルと増加に転じた。

3. 織・編物類

合成繊維の長繊維織物を中心に全繊維輸出額の37%と最大のシェアを占める織・編物類の輸出は、金額が前年比5.0%減の25億3,789万ドルとなった。ドル金額で見ると、2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴う需要減少以降、2021年は回復、翌年はそれを維持したが、2023～2024年はメインの合繊長織物が小幅ながら減少したのをはじめ、毛織物や産業資材向けを含むその他織物が減少し、織・編物類全体では減少した。

(1) 合繊長織物

主要品目である合繊長織物輸出は、数量が前年比5%増の4億1,412万平方メートル、一方で金額は8億5,921万ドルと僅かながら2年続けて減少した。金額で約3割を占めていた中国向けが数量で同6%減、金額も同10%減少したが、2023年に中国を抜いて仕向国のトップになったベトナム向けが数量で同2%増、金額が同2%減となり差を広げた。

品種別に見ると主力のポリエステル長織物が最大の輸出先であるベトナム向けが数量・金額共に増加した一方、中国は約10%減少。その他の主要国向けは、サウジアラビアやアラブ首長国連邦、インドネシア向けが増加し、合計で数量が前年比4%増の2億3,085万平方メートル、金額は同2%減の5億4万ドル。また、ナイロン長織物はスポーツ・カジュアル用途がメインで、数量シェア40%弱を占める中国向けが同4%減少し、これに次ぐベトナムも数量で同7%の減少となり、ナイロン長織物合計で数量が同3%減の7,125万平方メートル、金額も同3%減の1億8,248万ドルと前年に続いて減少した。

(2) 合繊短織物

東アジアや中東を主な輸出先とする合繊短織物は、数量が前年比6%減の1億1,176万平方メートルと2年連続で減少、金額が同4%減の2億6,780万ドルの減少となった。民族衣装用の

アラブ首長国連邦向けが数量で同 1%増、金額も同 8%増加でコロナ禍前の水準を上回り、サウジアラビアやクエートも数量、金額ともに増加した。一方で、持ち帰り用を中心としたベトナム向けは数量が同 16%減、金額も同 14%減、中国も数量が同 10%減、金額が同 15%減少した。

合繊短織物のうち、金額で 91%と大宗を占めるポリエステル短織物は、5 割強のシェアを持つ中東など西アジアで数量が同 4%、金額が同 11%とそれぞれ増加したが、ベトナムや中国などの東・南アジア向けは数量が同 17%減少、金額も同 16%減少した。この他、アクリル短織物は数量が同 59%減、金額も同 36%と前年の大幅増から大幅減に転じた。

(3) 綿織物

綿織物輸出は、数量が前年比 4%減の 5,558 万平方メートル、金額も同 3%減の 2 億 3,296 万ドルで、前年の 10%を超える減少から落ち込みが緩やかになったものの引き続き減少した。数量・金額ともに 6 割以上を占める東・南アジア向けが主体で、このうち持ち帰り用を中心とする最大輸出相手国の中国向けが数量で同 3%減、金額も同 6%減、ベトナムも数量同 6%減、金額も同 7%減。その他では、バングラデシュが同約 40%減少し、カンボジアは同約 40%増加した。東・南アジア以外の国では、米国向けがデニムなどで引き合いがあり数量で微減、金額は同 11%の増加となった。

(4) ニット生地

東アジアでの持ち帰り用途や産業資材用途での輸出が多いニット生地は、数量が前年比 1%増の 1 億 5,917 万平方メートル、金額は同 5%減の 4 億 5,907 万ドルとなった。最大市場だった中国向けが数量で同 3%減、金額も同 9%減少したが、ベトナムが数量で同 9%、金額も同 7%増加し、金額では中国を上回った。この他では、インドネシアやタイ向けが数量、金額ともに減少する中、サウジアラビアやバングラデシュは増加した。

4. 不織布

芯地やマスクなど衛生材料、自動車関連用途、また、その他の産業資材用など多様な用途を持つ不織布輸出の中で最大の市場（数量シェア 47%、金額シェア 35%）の中国向けが数量で前年比 9%増加したものの、金額は同 2%減となり、全体では数量が同 7%増の 11 億 982 万平方メートル、金額が微増の 8 億 7,115 万ドルとなった。中国に次ぐ米国向けは数量で同 6%減、金額も同 18%減と減少に転じたが、金額で第 3 位のイタリアが数量で同 14%増、金額も同 17%増加。また、ベルギーが数量、金額ともに同 50%以上増加するなど、仕向け地で明暗が分かれた。

5. 衣 類

中古品を除く衣類の輸出は、主要品目の布帛製外衣と同下着、また、ニット製外衣と同下着を合わせた衣類全体での輸出金額が同 1%減の 7 億 4,529 万ドルとなった。2021 年以降は増加が続いていたが、微減ではあるものの 4 年ぶりの減少となった。

主要な輸出先のうち第 1 位の中国が金額で同 1%減少したものの、韓国や香港、米国向けが増加、EU 向けは減少した。

6. そ の 他 製 品

「技術的用途に供するもの」や「ウォッディング」、「細幅織物」、「ゴム加工織物」、「紐・綱・ケーブル及びその製品」など前項のいずれにも属さない「その他繊維品」の輸出は、ドル金額で前年比 1%減の 10 億 6,637 万ドルであった。

繊維輸出総括表（2024 年 1～12 月）

	数量 の 単位	令和5年(2023年)		令和6年(2024年)		前年比(%)	
		数 量	金 額 (千ドル)	数 量	金 額 (千ドル)	数量	金額
< 繊維原料計 >							
スフ綿	TON	10,080	37,424	28,045	158,968	278.2	424.8
合繊綿	TON	137,845	598,046	124,561	528,809	90.4	88.4
その他綿	TON	18,699	22,219	15,867	20,203	84.9	90.9
繊維原料計	TON	166,624	657,689	168,474	707,979	101.1	107.6
< 糸 類 >							
人絹糸	TON	7,559	112,824	11,421	156,182	151.1	138.4
合繊長繊維糸	TON	85,173	704,993	80,475	648,243	94.5	92.0
合繊短繊維糸	TON	1,070	16,675	1,057	15,959	98.8	95.7
その他糸	TON	2,779	34,968	2,772	35,305	99.7	101.0
糸類計	TON	96,581	869,460	95,726	855,689	99.1	98.4
< 織 ・ 編物 >							
織 物	千 SM	618,764	1,696,025	625,890	1,619,071	97.1	95.5
絹織物	千 SM	3,213	24,119	3,005	22,829	93.5	94.7
毛織物	千 SM	12,246	119,632	11,846	97,274	96.7	81.3
綿織物	千 SM	57,721	241,199	55,577	232,976	96.3	96.6
麻織物	千 SM	1,302	11,079	1,285	10,686	98.7	96.5
人絹織物	千 SM	28,927	135,232	26,978	122,177	93.3	90.3
スフ織物	千 SM	1,822	8,024	1,324	6,117	72.7	76.2
合繊長繊維織物	千 SM	394,169	876,386	414,115	859,208	105.1	98.0
合繊短繊維織物	千 SM	119,365	280,355	111,761	267,804	93.6	95.5
その他織物	TON	26,677	495,128	25,247	459,765	94.6	92.9
ニット生地	千 SM	158,205	481,200	159,172	459,049	100.6	95.4
織 ・ 編物計	TON	803,646	2,672,353	810,310	2,537,885	100.8	95.0
< 二次製品 >							
不織布	千 SM	1,039,699	869,104	1,109,818	871,145	106.7	100.2
衣 類	TON	4,433	749,501	4,398	745,290	99.2	99.4
その他繊維製品	TON	299,008	1,078,586	292,414	1,066,367	97.8	98.9
繊維品合計	TON	771,058	6,896,693	763,541	6,784,356	99.0	98.4

出所：財務省貿易統計(確々報値)

第二 組合員の異動及び機構等

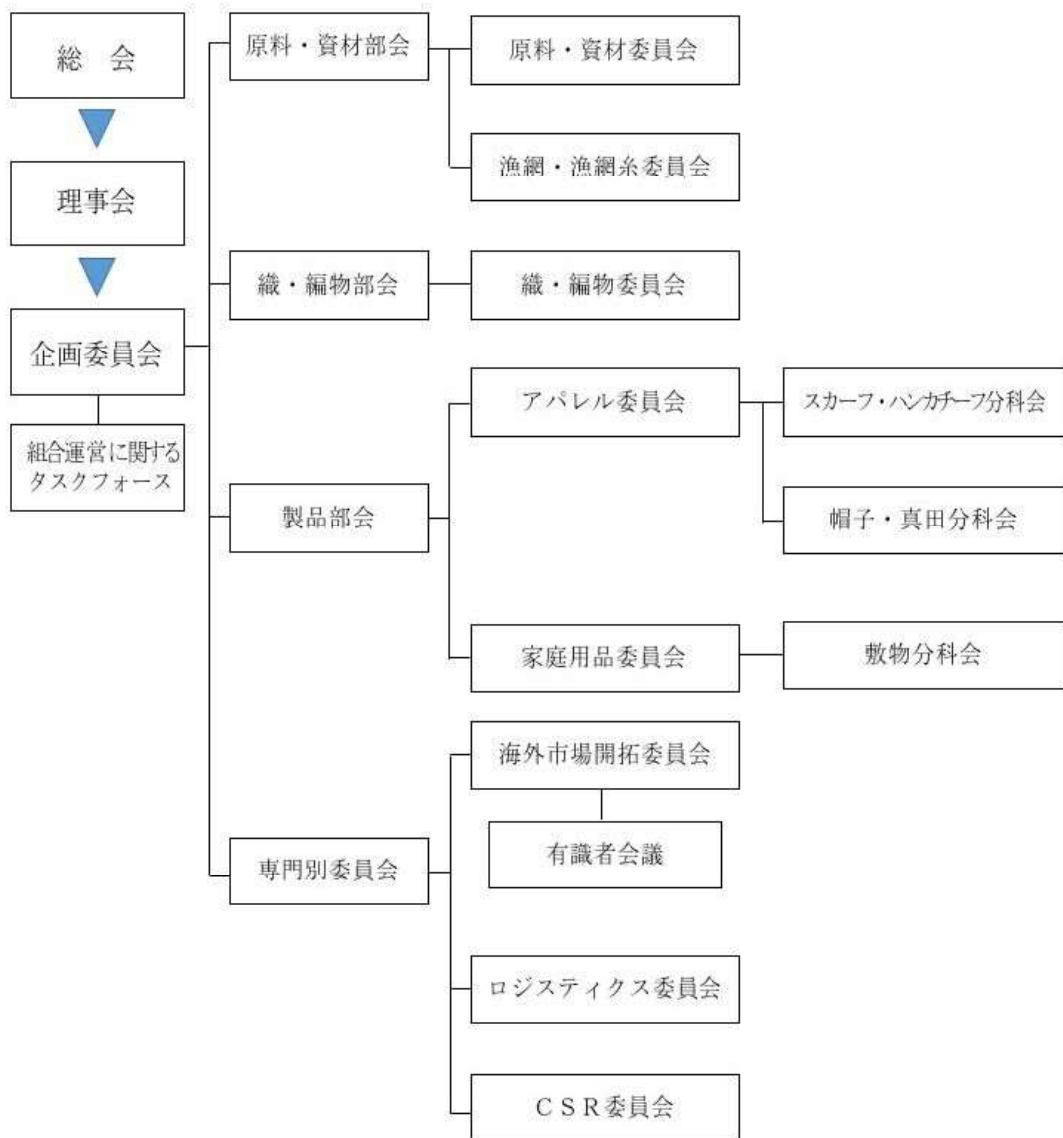
2025 年 3 月 31 日現在

I. 組合員の異動

I. 組合員の異動

年度初頭組合員数	年度中の異動			年度末 組合員数
	加 入	脱 退	合 併	
正組合員数 92	0	3	0	89

II. 機 構



Ⅲ. 役 員

(敬称略)※印:員外理事

(2024 年 5 月 29 日(水)第 25 回通常総会選任)

	氏 名	社 名	役 職 名
理 事 長	武内 秀人	伊藤忠商事(株)	執行役員 繊維カンパニープレジデント
副理事長	三村 剛	伊藤忠商事(株)	執行役員 ファッションアパレル部門長
副理事長	山田 雅浩	三井物産(株)	ブランド&リテール事業部長
副理事長	岩佐 彰久	丸紅(株)	ライフスタイル事業部長
副理事長	木原 伸一	MN インターファッション(株)	代表取締役
副理事長	西田 吉彦	西田通商(株)	代表取締役
副理事長	中村 靖明	双日(株)	双日インフィニティ(株) 代表取締役社長
副理事長	福谷 将彰	帝人フロンティア(株)	執行役員 衣料製品第一本部長
副理事長	丹原久美子	豊田通商(株)	繊維事業部 部長
副理事長	八木 雄三	八木通商(株)	代表取締役社長
※専務理事	森 昇	事務局	専務理事
※常務理事	竹内 友幸	事務局	常務理事
理 事	速水 隆夫	(株)チクマ	海外販売部 部長
理 事	吉田 裕志	蝶理(株)	常務執行役員
理 事	川久保 理	(株)コム・デ・ギャルソン	常務取締役
理 事	小関 秀一	(株)デザート	代表取締役社長
理 事	森田 雅彦	(株)GSI クレオス	執行役員 マテリアル部 部長
理 事	西野 幸信	カネヨウ(株)	代表取締役社長
理 事	大河原譲治	清原(株)	事業部長
理 事	三宅 秀征	興和(株)	生活関連事業部 営業第六部 部長
理 事	桃井 一光	桃井製網(株)	代表取締役社長
理 事	久保河内信雄	西澤(株)	取締役
理 事	俣野 太一	日織商工(株)	代表取締役社長
理 事	勝又 貞行	野村貿易(株)	執行役員 ライフ部門長
理 事	原 正之	サカクラ(株)	代表取締役社長
理 事	井ノ上 明	三共生興(株)	代表取締役社長CEO
理 事	藤原 清朋	田村駒(株)	取締役 第 3 事業部長
理 事	豊島 半七	豊島(株)	代表取締役社長
※理 事	神谷 典宏	事務局	理事
監 事	谷野 一成	(株)オーノ	代表取締役社長
監 事	奥村 政博	東光商事(株)	監査役
監 事	生田 孝史	エニカトレーディング(株)	グローバル事業部長

第三 事業の概要

当組合事業は、輸出入取引法に基づき、経済産業省の認可によって設立された公共的な性格を持つ非営利団体として、繊維品輸出取引の秩序を確立し、繊維品貿易の健全な発展及び組合員共通の利益を増進することを目的に、各委員会を中心とした事業計画に基づき企画委員会、理事会と審議を経て実施した。

また、コロナ禍の４年間に定着したオンラインを併用したハイブリット形式の委員会やセミナー及び研修会、オンデマンド配信によるセミナーの実施、現地に赴き視察等の研修を行う実地研修の実施など、委員会等の会議やセミナー及び研修会の参加者の方々のご意見、ご要望を伺いながら利便性と実行性をこれまで以上に高め、組合員のニーズに適応した事業を実施した。なお、組合員からの要請もあり、今年度より新年賀詞交歓会については東京および大阪での開催とした。

本年度における主たる事業活動の概要は以下のとおりである。

1. 輸出の秩序化と活性化に資するための情報収集、また、組合員及び関係当局等へ情報提供を行い相互に意見交換、意思疎通を進めた。
2. 各商品別委員会、地域別・機能別委員会は各々の所管事業に関する活動を行った。(P.14)
3. 財務省・税関原産地センターによる「経済連携協定（EPA）原産地規則セミナー（繊維製品輸入を中心に）（実務者向け）」や税関 AEO センターによる「AEO 制度のご紹介」などを開催し、組合員企業の実務担当者の知識を深め業務効率化に寄与した。(P.25)
4. 税関講師「貿易実務研修会」、専門家講師「貿易実務の基礎研修会」、及び検査機関講師「繊維の基礎知識」、また、インテリア関連のセミナーなど、組合員新入社員向け各種研修会を実施し、組合員企業の人材育成に寄与した。その他組合員の関心の高い事項について各種セミナーを開催した。尚、今回の研修会、セミナーは、オンライン及びオンデマンド配信にて開催した。(P.21)
5. 繊維貿易情報センターでは、中国、アセアン諸国を中心に情報収集に努め、「中国情報」「ベトナム情報」を中心に各種情報のメール配信を行った。(P.19)
6. 日本繊維輸入組合、（一社）テキスタイル倶楽部との合同事業として、上海駐在の組合員企業間の情報交換を目的に設置している上海分会に、情報配信等を行った。(P.27)

7. 日本繊維輸入組合との合同事業として組合員のベトナム駐在企業相互の情報交換と交流を促進し、また、必要に応じてベトナム現地（ハノイ／ホーチミン）での各社に共通する問題の情報交換やその対応等を検討するベトナム分会を前年度に続き設置し、セミナーを行った。また、組合員企業並びにその関連企業のベトナム人スタッフを対象としたセミナーも開催した。（P.28）
8. 中国、ベトナム、タイ、台湾、イタリア、英国、インド、バングラデシュ、トルコ、パキスタン、エジプトなど海外関係機関及び国内関係機関との交流促進や、これらの機関が実施する我が国での展示商談会の後援を行った。（P.20、25）
9. 「組合運営に関するタスクフォース」を開催し、①組合の中期収支見通し、②次年度の組合賦課金、③次年度の事業計画、等について検討を行い、結果を企画委員会に提言した。（P.18）
10. 海外市場開拓委員会の下部機構として「輸出振興に関する有識者意見交換会」を設置し、組合事業の企画立案及び輸出状況の分析等について活発な意見交換を行った。（P.16）
11. 原産地証明業務として、原産地証明書の発給業務を行った。（P.35）
12. 通関情報処理システムの組合員の輸出入情報を代行処理し、当組合ホームページ内で組合員が閲覧可能な自社分の日次の輸出入データの情報提供を行った。（P.35）
13. 「TEXTILE EXPORTS OF JAPAN」、その他各種統計資料を作成し、輸出組合のホームページに掲示し、組合員への情報提供を行った。（P.36）
14. 日本繊維産業連盟や日本貿易会等の国内関係諸機関、諸団体事業への協力を行った。（P.30、33）

第四 総会・理事会・監事会

I. 総 会

第 25 回通常総会

日 時：2024 年 5 月 29 日（水）15 時 30 分～16 時 20 分

場 所：東京會館 7 階 「マグノリア」（東京都千代田区丸の内 3-2-1）

議 長：林理事長

議 案：第 1 号議案 2023 年度事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書、
剰余金処分、各案承認に関する件

第 2 号議案 2024 年度事業計画書並びに収支予算書、各案承認に関する件

第 3 号議案 2024 年度における加入金、賦課金の額並びにその徴収の時期、
方法案の承認に関する件

第 4 号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件

以上が審議され、承認された。

II. 理 事 会

第 72 回 理事会

日 時：2024 年 5 月 15 日（水）

場 所：日本繊維輸入組合 東京本部事務所 4 階「会議室」

議 案：第 1 号議案 2023 年度事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書、
剰余金処分、各案承認に関する件

第 2 号議案 2024 年度事業計画書並びに収支予算書、各案承認に関する件

第 3 号議案 2024 年度における加入金、賦課金の額並びにその徴収の時期、
方法案の承認に関する件

第 4 号議案 「任期満了に伴う次期役員候補者の推薦（案）」の承認に関する件

第 5 号議案 「2024・2025 年度の各委員会の委員選出(案)」の承認に関する件

第 6 号議案 「第 25 回通常総会の開催日時及び場所(案)」の承認に関する件

第73回 理事会

(輸入組合 第381回理事会との合同開催)

日 時：2024年5月29日（水）17時20分～17時30分

場 所：東京會館 7階「アイリス」（東京都千代田区丸の内3-2-1）

議 長：武内理事長

議 案：1. 理事長及び理事長代行、副理事長、専務理事、常務理事、顧問の選任に関する件
2. 参事1名及び会計主任1名選任の件

Ⅲ. 監 事 会

日 時：2024年4月19日（金）12時00分～13時30分

場 所：輸出繊維会館 当組合会議室

2023年度決算書類及び伝票・証憑類等の監査

第五 企画委員会及び商品・専門別委員会等

I. 企画委員会

企画委員会は、組合事業運営に関する諸事項や、商品別、専門別の各委員会、また、組合運営に関するタスクフォースから、それぞれ提議された重要事項について審議し、理事会に付議した。

委員会 (2024 年度第 1～2 回)、議題・審議事項

2024 年度第 1 回

1. 2023 年度事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分、各案承認に関する件
2. 2024 年度事業計画書及び収支予算書、各案承認に関する件
3. その他

2024 年度第 2 回（輸入組合 第 198 回企画委員会との合同開催）

1. 最近の通商動向等について
ご説明：経済産業省 製造産業局 生活製品課 課長補佐 檜垣 理沙 様
2. 「組合運営に関するタスクフォース」での検討結果について
3. 2025 年の繊維製品輸入見通し(案)について（輸入組合議題）
4. 各委員会等による事業計画(案)について（輸入組合議題）
5. 2025 年の繊維製品輸出見通し(案)について
7. 各委員会等による事業計画(案)について
8. その他（報告事項）
 - ・事務局に係わる就業規則等の変更について
 - ・ベトナムでの特定原産地証明書発給に関する取り組みについて
 - ・バングラデシュの LDC 卒業および EPA 交渉の動向について

II. 原料資材委員会

委員会及び情報交換会 (2024 年度第 1 回)、議事内容、事業活動

（輸入組合 第 27 回繊維資材委員会との合同開催）

1. 「リサイクル綿糸の JIS 開発事業の概要」について
ご説明：日本紡績協会 十六原 隆 様
2. 2025 年（スフ綿、合繊綿、人絹糸、化合繊長・短糸、その他糸、不織布）の輸出見通し策定について

3. 2025 年（綿糸、化合繊維長・短糸、綿織物、化合繊維長・短織物）の輸入見通し策定について（輸入組合議題）
4. 情報交換
5. その他（報告事項など）
 - (1) バングラデシュ等の LDC 卒業勧告を巡る動向について

Ⅲ. 漁網・漁網糸委員会

委員会及び情報交換会（2024 年度第 1 回）、議事内容、事業活動

1. 2025 年(1～12 月)漁網輸出見通し策定について
2. 2025 年度事業計画について

Ⅳ. 織・編物委員会

2024 年度においては、委員会の開催には至らなかったが、本委員会が策定する輸出品目に関しアンケートを実施し、集計結果を企画委員会での輸出見通し策定に反映した。

Ⅴ. アパレル委員会（東京・大阪合同）

委員会及び情報交換会（2024 年度第 1 回）、議事内容、事業活動

（輸入組合 第 113 回アパレル委員会との合同開催）

1. トランプ米大統領が与える産業影響
講師：三井住友銀行 企業調査部 部長代理 坂本 崇寅 様
2. 委員長の選任について（輸入組合議題）
3. バングラデシュの後発開発途上国（LDC）卒業勧告を巡る動向について
4. 2025 年のアパレル〔輸出/輸入〕見通し策定について
5. その他（報告事項など）

Ⅵ. CSR 委員会

委員会及び情報交換会（2024 年度第 1 回）、議事内容、事業活動（輸入組合と合同開催）

1. 委員の交代について
2. 「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」について
ご説明：経済産業省 製造産業局 生活製品課 課長補佐 山田 公平 様

3. 「戦略的に環境情報開示を進めるためには」

ご説明：一般財団法人カケンテストセンター サステナビリティ経営推進部

次長 藤田一馬 様

4. 取扱い表示記号の改正動向について

5. その他（報告事項、情報交換など）

(1) 技能実習法に基づく行政処分について

(2) 『日本繊維輸出組合・日本繊維輸入組合 独占禁止法遵守ガイドライン（案）』制定について

(3) その他

VII. 家庭用品委員会

繊維製品の輸出取引に関する諸問題の検討の場として設置されているが、2024 年度において委員会は開催されなかったものの、参加資格を家庭用品委員会メンバー企業（及び輸入組合ホームテキスタイル委員会）に限定した「基礎講座」を実施した。

(1) 「インテリアファブリックス人材育成基礎講座」（オンデマンド配信）の実施

VIII. 海外市場開拓委員会

本委員会下部組織の輸出振興に関する有識者意見交換会において、輸出状況の分析や海外展示会への出展等の委員会事業活動の実施に向けた検討、経済産業省製造産業局生活製品課との懇談など輸出拡大に向けた諸事項について幅広い議論を行った。

IX. ロジスティクス委員会

1. 委員会、議事内容、事業活動

・2024 年度第 1 回委員会（輸入組合と合同開催）

第一部「税関における電子帳簿保存制度等に関する説明会」

講師：東京税関 調査部 特別関税調査官（調査開発担当）

東京税関 調査部 輸出総括部門

第二部 輸出入合同委員会

(1) 今年度委員会活動について

① バングラデシュ訪問ミッションについて

② 財務省関税局や税関等関係行政機関との意見交換について

③ その他

(2) 報告事項、情報交換・意見交換

- ① 各国との EPA 等交渉状況などの通商政策について
- ② 物流の 2024 年問題について
- ③ 貿易プラットフォームについて
- ④ 事後調査について
- ⑤ その他

(3) その他

・ 2024 年度第 2 回委員会（輸入組合と合同開催）

(1) 物流の 2024 年問題について

- ① 「フェリー輸送によるモーダルシフトの推進について」（ご説明：関光汽船株式会社）
- ② 改正物流効率化法の施行に向けた取りまとめ案について

(2) 委員会活動について

- ① バングラデシュ訪問ミッションについて
- ② その他

(3) その他（情報共有・報告事項等）

- ① 各国との EPA 等交渉状況などの通商政策について
- ② 事後調査について
- ③ その他

・ 2024 年度第 3 回委員会（輸入組合と合同開催）

(1) 大阪・関西万博の開催に向けた物流交通対策について

ご説明：大阪港湾局 計画整備部 振興課

(2) 次年度委員会活動について

- ① バングラデシュ訪問ミッションについて
- ② 港湾施設（ANA Cargo Base +）見学について
- ③ その他

(3) その他（情報共有・報告事項等）

- ① 各国との EPA 等交渉状況などの通商政策について
- ② 事後調査について
経済産業省による輸出安全保障貿易に関する事後調査について
- ③ その他

2. 関税制度等分科会（関西地区）、議事内容、事業活動

第 25 回分科会（輸入組合との合同開催）

(1) 物流の 2024 年問題について

- ① 「フェリー輸送によるモーダルシフトの推進について」（ご説明：関光汽船株式会社）

- ② 改正物流効率化法の施行に向けた政府取りまとめ案について
- (2) 報告事項、情報交換・意見交換
 - ① EPA 交渉等の通商政策について
 - ② PFAS 規制について
 - ③ 事後調査について
 - ④ その他
- (3) その他

3. 経済産業省等関係当局への協力・対応及び要望提出等

- (1) 日バングラデシュ EPA をはじめ交渉中の EPA について、原産地規則の内容や非関税障壁などのビジネス環境整備に関する意見・要望等を取り纏め、経済産業省および日本繊維産業連盟に提出した。
- (2) EPA に基づく原産地証明書発給におけるトラブルの解消・未然防止に関する意見・要望等を経済産業省に提出した。
- (3) 経済産業省による、インドネシアの衣料品・アクセサリーに対するセーフガード措置の延長のための調査開始に伴う影響等の確認及び情報提供要請へ対応した。
- (4) 経済産業省による、国境を越えた EC 取引に係る適正な課税（プラットフォーム課税）に関するヒアリング及び情報提供要請に対応した。
- (5) 経済産業省通商政策局経済連携課の「EPA 活用推進会議」に繊維産業界代表として継続参画した。

X. 組合運営に関するタスクフォース

本機関は、①輸出組合の中期収支見通しのリバイス、②組合運営効率化、機能強化等の検討及び対応、③今後新たに事業強化すべき課題、等これらに関する検討と推進を目的に企画委員会の下部組織として継続設置された。2024 年度の主な活動内容は以下のとおり。

委員会（2024 年度第 1 回）、議題内容（輸入組合との合同開催）

- 1. 議長選出
- 2. 中期輸出入見通し等アンケート調査結果報告
- 3. 輸入組合の中期収支見通し、及び 2025 年度の賦課金率等について（輸入組合議題）
- 4. 2025 年度委員会等事業計画に関する検討（輸入組合議題）
- 5. 輸出組合の中期収支見通し、及び 2025 年度の賦課金率等について
- 6. その他

第六 事業関係

I. 2025 年（令和 7 年）新年賀詞交歓会

	関西地区	関東地区
開催日	2025 年 1 月 7 日（火）	2025 年 1 月 10 日（金）
会場	ホテル日航大阪	東京會舘
年頭挨拶	三村 副理事長	武内 理事長
来賓祝辞	近畿経済産業局 森下通商部長 殿	経済産業省製造産業局 浦田 審議官 殿
乾杯発声	日織商工(株) 俣野 理事	丸紅(株) 岩佐 副理事長
司会	山本 企画副委員長	山本 企画副委員長
出席者数	約 130 名	約 120 名

II. EPA/FTA 協議等への対応

1. 日・バングラデシュ EPA に関する意見・要望等の提出

政府間でのEPA締結に向けた交渉会合がスタートしたことを受け、組合員企業にとって有意義なEPAとし、両国の繊維業界のさらなる発展につなげるため、原産地規則の内容や非関税障壁などのビジネス環境整備に関する意見・要望等を取り纏め、経済産業省および日本繊維産業連盟に提出した。

また、交渉中のその他EPAについて、日本繊維産業連盟・通商問題委員会に参画し、原産地規則の内容を検討するとともに、相手国の繊維産業に関する情報や交渉状況などの情報収集を行った。

III. 繊維貿易情報センター

2005 年度から実施した繊維貿易政策研究と中国繊維情報センターを統合し、2006 年 9 月から繊維貿易情報センターとして組合の事業活動の一環として設置された。2024 年度は前年に引き続き中国情報、ベトナム情報の配信を行った。

1. 繊維貿易情報センターに研究員として次のとおり委嘱した。

神山義明 上席研究員 インド、南アジア地域担当
 武藤和芳 主任研究員 輸出振興事業担当
 古宮 滋 主任研究員 アセアン地域担当
 竹内忠男 主任研究員 ファッショントレンド・テキスタイル担当
 神谷憲一 主任研究員 貿易手続き、アセアン地域担当
 藤田 誠 研 究 員 ミャンマー担当

2. 情報配信事業

- (1) 中国情報

2024 年度中に組合員に 25 回、中国等を中心に繊維取引・貿易に関わる法令・制度や政策等の改変、関税、貿易統計、市場動向等に関わる種々の情報をまとめ、組合員に配信した。

- (2) ベトナム情報

2024 年度中に組合員に 15 回、ベトナムを中心に貿易に関わる法令・制度や政策、貿易統計、市場動向等に関わる種々の情報をまとめ、組合員に配信した。

IV. 展示商談会への参加、協力、受け入れ

展示商談会等/当組合後援名義付与

名 称	会 期	会 場	主催者等
Premium Textile Japan 2025 Spring/Summer	2024 5/9～10	東京国際フォーラム	主催：一般社団法人 日本ファッション・ウィーク推進機構
「第 25 回中国江蘇省輸出商品展示会」	5/21～23	マイドームおおさか	主催：江蘇省商務庁 共催：一般社団法人日中経済貿易センター、大阪商工会議所、中国江蘇省駐日本経済貿易代表処
「第 5 回中国遼寧省輸出商品展示会」	8/27～29	マイドームおおさか	主催：遼寧省人民政府 共催：遼寧省商務庁、一般社団法人日中経済貿易センター、中国銀行東京支店、大阪商工会議所
Premium Textile Japan 2025 Autumn/Winter	11/6～7	東京国際フォーラム	主催：一般社団法人 日本ファッション・ウィーク推進機構
JFW ジャパン・クリエーション 2025	11/6～7	東京国際フォーラム	主催：一般社団法人 日本ファッション・ウィーク推進機構

V. 研修会、講演会、セミナー等の開催

(1) 税関における電子帳簿保存制度等に関する説明会（共催：輸入組合）

開催方法：オンラインセミナー ＜ライブ配信＞

開催日：2024年5月14日（火）

申込者数：137名

講師：東京税関 調査部 特別関税調査官（調査開発担当）

永末 雅春 特別関税調査官、川崎 明子 上席調査官

東京税関 調査部 輸出総括部門

三上 直樹 上席調査官、鈴木 彩子 調査官

(2) 繊維の基礎知識と品質評価 研修会（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー ＜Google Meet／ライブ配信＞

開催日：2024年7月9日（火）

申込者数：294名

講師：一般財団法人 カケンテストセンター

1. 「繊維・糸・生地及び染色の基礎知識」 城山 拓斗 氏

2. 「繊維製品の品質表示」 入江 恵子 氏

3. 「生地の一般的な試験について」 池田 一葉 氏

4. 「繊維製品の機能性とその評価」 古賀 雪月 氏

その他：定員（120名）を超えた申込者があった為、期間限定で動画配信を行った。

（配信期間：7月18日（木）～7月25日（木））

(3) 第1回繊維入門セミナー（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー ＜オンデマンド配信＞

配信期間：2024年9月2日（火）～30日（月）

申込者数：129名

講師：一般財団法人ボーケン品質評価機構

1. 「衣料用繊維と糸及び織物とニットに関する基礎知識」 兜島 綾乃 氏

2. 「染色加工及び仕上げ加工に関する基礎知識」 田村 直子 氏

(4) 神戸港施設見学会（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催日：2024年9月18日（水）

集合場所：神戸市三ノ宮駅近辺

参加者数：19名

内容：チャーター船による神戸港施設・KICT コンテナターミナル 見学

(5) 貿易実務の基礎 研修会（基礎編）（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：会場集合型およびオンライン参加（ライブ配信）＜ハイブリット形式＞

講師：川合利直ロジスティクス委員長（MN インターファッション株式会社）

	関西地区	中部地区	関東地区
開催日	2024年9月26日（木）	2024年9月27日（金）	2024年10月1日（火）
開催場所	大阪国際ビルディング	安保ホール	テレコムセンタービル
申込者数	84名	7名	77名

その他：2025年2月～3月にオンデマンド配信を行った。

会員企業の若手社員、新入社員を対象とした教育補完の一環として、貿易実務の基礎について、実ビジネスに落とし込んだ講義を行った。

(6) 第2回繊維入門セミナー（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー＜オンデマンド配信＞

配信期間：2024年10月1日（火）～31日（木）

申込者数：131名

講師：一般財団法人ボーケン品質評価機構

- | | |
|-------------------|---------|
| 1. 「縫製品に関する基礎知識」 | 藤村 永遠 氏 |
| 2. 「品質表示に関する基礎知識」 | 岡野 優子 氏 |

(7) 第3回繊維入門セミナー（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー＜オンデマンド配信＞

配信期間：2024年11月1日（金）～29日（金）

申込者数：131名

講師：一般財団法人ボーケン品質評価機構

- | | |
|-----------------------------|---------|
| 1. 「品質評価試験方法及び評価基準に関する基礎知識」 | 関根 一考 氏 |
| 2. 「機能性試験及び試験方法の基礎知識」 | 沼倉由紀子 氏 |

(8) インテリアファブリックス人材育成基礎講座 2024 秋（共催：輸入組合）

開催方法：オンデマンド配信

配信期間：2024年11月1日（金）～16日（土）

申込者数：8名

講座科目：1. カーペット；カーペットの種類や製造過程、施行、法規制等について

2. カーテン；カーテンの形、生地の種類、縫製や機能について

若手社員、新入社員を対象とした教育補完の一環として、ホームテキスタイル委員会並びに輸出組合家庭用品委員会のメンバー企業を対象に実施した。

(9) 東京港・税関・貨物施設等視察研修（共催：輸入組合）

開催日：2024年11月1日（金）

内容：東京港港湾施設の海上からの視察（視察船東京みなと丸乗船）～東京港の概要説明（東京都港湾局）及び東京臨海部広報展示室（東京ミナトリエ）見学～東京税関本関東京港湾合同庁舎（執務室・検査場等見学、税関広報ビデオ視聴・税関業務の説明、税関ひろば見学）～コンテナターミナル視察（施設概要の説明）～CFS倉庫視察（業務内容等説明）

参加者数：40名

(10) 第33回貿易実務研修会（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催場所：オンラインセミナー <ライブ配信>

開催日：2024年11月26日（火）、27日（水）

申込者数：80名

講師：大阪税関 業務部 各担当官

1日目

- | | | | |
|---------------------|----------|----|--------|
| 1. 「輸入申告手続き」について | 通関総括第1部門 | 海野 | 上席審査官 |
| 2. 「品目分類（繊維関係）」について | 関税鑑査官 | 森本 | 関税鑑査官 |
| 3. 「原産地規則」について | 原産地部門 | 中村 | 原産地調査官 |

2日目

- | | | | |
|-----------------|----------|----|-------|
| 1. 「関税評価制度」について | 関税評価部門 | 山崎 | 関税評価官 |
| 2. 「減免税制度」について | 通関総括第3部門 | 上萬 | 総括審査官 |

(11) 一般財団法人カケンテストセンター 試験室見学会（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催日：2024年12月4日（水）

集合場所：一般財団法人カケンテストセンター 大阪事業所

申込者数：18名

内容：セミナー：「化学物質規制の背景と実例、最新の動向」門 統子 氏

試験見学：・染色堅牢度試験（耐光、洗濯、汗、摩擦）

・混用率/繊維鑑別、ホルムアルデヒド

・物性（引張強さ、引裂強さ、破裂強さ、滑脱抵抗力）

・機能性（抗菌性、吸水速乾性、接触冷感性、吸湿発熱性、帯電性）

その他：セミナーは、期間限定でアーカイブ配信を行った。

（配信期間：12月9日（月）～23日（月）、申込者数：73名）

(12) 第4回繊維入門セミナー（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー <オンデマンド配信>

配信期間：2024年12月2日（月）～27日（金）

申込者数：104 名

講師：一般財団法人ボーケン品質評価機構

1. 「クレームを未然に防ぐ！苦情発生から紐解く根本原因とその対策～色編～」
松本 真哉 氏
2. 「衣料品の皮膚刺激で注意すべきポイント
～pH／ホルマリン／モノフィラメント／ヒートカットなど～」
東 紘代 氏

(13) 第5回繊維入門セミナー（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー <オンデマンド配信>

配信期間：2025 年 1 月 6 日（月）～31 日（金）

申込者数：105 名

講師：一般財団法人ボーケン品質評価機構

1. 「クレームを未然に防ぐ！苦情発生から紐解く根本原因とその対策～物性編～」
松本 真哉 氏
2. 「縫製工場選定における注意点～より良い製品をつくるために～」
高井 啓次 氏

(14) 第6回繊維入門セミナー（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー <オンデマンド配信>

配信期間：2025 年 2 月 3 日（木）～28 日（金）

申込者数：106 名

講師：1. 一般財団法人ボーケン品質評価機構

1. 「クレームを未然に防ぐ！苦情発生から紐解く根本原因とその対策～製品編～」
松本 真哉 氏
2. 「リサイクル繊維の基礎とリサイクル繊維の品質表示」
谷 夏希 氏

(15) 海外ビジネスを成功に導くための国際仲裁の活用に関するセミナー

（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー <Zoom／ライブ配信>

開催日：2025 年 3 月 7 日（金）

申込者数：47 名

講師：1. 「我が国企業のグローバルビジネス展開と政府の取組」

経済産業省通 商政策局 貿易振興課 課長 吉川 尚文 氏

2. 「国際取引の紛争解決における仲裁の有用性」

法務省 大臣官房 国際課付 宮崎 文康 氏

3. 「なぜ、仲裁が選ばれるのか」

～JCAA 仲裁を活用して、紛争を迅速・公平に解決しよう～

一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）仲裁調停課 課長 小川 新志 氏

(16) 貿易実務の基礎研修会（実践編）（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：会場集合型およびオンライン参加（ライブ配信） ＜ハイブリット形式＞

開催日：大阪 2025 年 3 月 13 日（木）

東京 2025 年 3 月 25 日（火）

申込者数：大阪 72 名、東京 75 名

講師：川合利直ロジスティクス委員長（MN インターファッション株式会社）

2024 年 9 月に実施した「貿易実務の基礎研修会」の実践編として、演習問題を解きながら貿易実務の基礎について理解を深めていただく内容として実施した。

(17) EPA 原産地規則セミナー（繊維製品輸入を中心に）及び AEO 制度のご紹介

（共催：輸入組合、テキスタイル倶楽部）

開催方法：オンラインセミナー ＜Zoom／ライブ配信＞

開催日：2025 年 3 月 19 日（水）

申込者数：86 名

講師：① EPA 原産地規則の概要およびケーススタディ

東京税関 業務部 総括原産地調査官（財務省・税関 EPA 原産地センター）

森江 雄也 上席調査官、坂田 正博 調査官、齊藤 風果 調査官

② AEO 制度のご紹介

東京税関 業務部 総括認定事業者管理官（AEO センター）

戸沢 雅 上席調査官

VI. 海外(含む駐日)関係機関等交流・協力等

2024 年

- 4 月 17 日（水） / （東京） トルコイスタンブール商工会訪日団との懇談を実施し、両国繊維業界に関する情報交換および両国間の繊維貿易の促進等について意見交換を行った。
- 4 月 17 日（水） / （東京） 英国市場協議会の会合に事務局が出席した。
- 5 月 8 日（水） / （東京） エジプト共和国大使館 経済・商務局を事務局が訪問し、両国間の繊維貿易の促進等について意見交換を行い、セミナーや商談会等の実施について協議した。
- 5 月 22 日（水） / （東京） 中華民国紡織業拓展會（Taiwan Textile Federation）主催「パンテキスタイルフェア TOKYO2024」を訪問し、情報交換・意見交換を行った。
- 6 月 5 日（水） / （東京） パキスタン大使館新商務参事官を訪問し、両国間の

- 6月12日（水）／（東京） 繊維貿易の促進等について意見交換を行った。
英国市場協議会「2024年度理事会・通常総会（第52回）」に事務局が出席した。
- 7月24日（水）／（東京） タイ国大使館商務参事官事務所商務公使との懇談を実施し、両国間の繊維貿易の促進および8月に開催されるタイ国ファッション&テキスタイル展示商談会（東京）に関する協力等について意見交換を行った。
- 8月8日（木）／（東京） 一般財団法人日中経済貿易センターの懇親会に事務局が参加し、中華人民共和国駐日本国大使館経済商務処、深圳市駐日経済貿易代表事務所、浙江省駐日本商務代表処などの担当者と情報交換・意見交換を行い、RCEPに関する説明会の実施など今後の協力関係の構築について要請を行った。
- 8月28日（水）／（大阪） 中華民国紡織業拓展會（Taiwan Textile Federation）の要請を受け、最新の台湾製サステナブル生地や機能性生地を紹介する「台湾テキスタイル発表会&商談交流会（大阪）」の開催・運営をサポートした。
- 8月29日（木）／（東京） タイ国大使館商務参事官事務所主催「タイ国ファッション&テキスタイル展示商談会（東京）」の開会式に事務局が参加し、タイ衣料品製造業者協会（TGMA）ピーラポン副会長および出展企業と交流を深めた。
- 9月13日（金）／（東京） パキスタン大使館商務参事官との懇談を実施し、両国間の繊維貿易の促進およびパキスタンカラチにて開催される「第5回インターナショナル・テキスタイル&レザー展（TEXPO）」に関する協力等について意見交換を行った。
- 10月15日（火）／（台北） 台湾 台北で開催された中華民国紡織業拓展會（Taiwan Textile Federation）主催「第28回 Taipei Innovative Textile Application Show（TITAS）」に事務局が招待され、開幕式や懇談会に出席し、主催者との交流を深めた。
- 10月15日（火）／（東京） 在日本インド大使館主催「インド繊維産業インタラクティブミーティング」に上席研究員および事務局が参加した。
- 10月20日（月）／（ホーチミン） JETRO ホーチミン事務所を訪問し、ローカルスタッフ向けのEPAなどの貿易制度関連セミナーの開催等に向けた意見交換を行った。

2025 年

- 2 月 20 日（木） / （東 京） 中華民国紡織業拓展會（Taiwan Textile Federation）との懇談を実施し、5 月に開催される「パンテキスタイルフェア TOKYO 2025」に関する協力およびテキスタイルの海外市場開拓に関する取り組み等について意見交換を行った。
- 2 月 26 日（水） / （ホーチミン） ベトナム繊維・アパレル協会（VITAS）を訪問し、VU DUC GIANG 会長と両国繊維業界に関する情報交換・意見交換を行った。
- 3 月 5 日（水） / （東 京） JETRO ホーチミン事務所主催「ベトナムにおける FTA/EPA の活用状況」セミナーにおいて、川合ロジスティクス委員長が登壇し、講演を行った。また、同セミナー講師のベトナム政府原産地証明書発給当局に事前質問を提出し、現地での正しい原産地規則の周知を目的に協力した。

VII. 上海分会

日本繊維輸出組合・日本繊維輸入組合、テキスタイル倶楽部（第 7 回から参加）の 3 団体は、合同事業として、組合員の上海駐在企業相互の情報交換と懇親を促進し、また、必要に応じて中国現地での各社に共通する問題の情報交換やその対応等を検討するために、2006 年（平成 18 年）8 月に「上海分会」を設立した。2024 年度に於いては、情勢不安により開催を見送り情報共有のみ行った。

「上海分会」会員会社名簿（2024 年 12 月 31 日現在 19 社/登録者数 38 名）

会社名（現地）	会社名（現地）
伊藤忠繊維貿易（中国）有限公司	帝人商事（上海）有限公司
蝶理（中国）商業有限公司	丝特翔时装国际貿易（上海）有限公司
科立思管理（上海）有限公司（GSI中国社）	三發成（上海）国际貿易有限公司
興和（上海）貿易有限公司	瀧定大阪（上海）商貿有限公司
丸紅（上海）有限公司	田村駒（上海）紡織品有限公司
丸紅繊維（上海）有限公司	新東商国际貿易（上海）有限公司
三井繊維物資貿易（中国）有限公司	尼西則瓦（上海）貿易有限公司

紹興凱越進出口公司杭州事務所	譜洛革時（上海）貿易有限公司
豊田通商（上海）有限公司	八木通商（上海）有限公司
豊島国際（上海）有限公司	

＜管理部門分科会＞

上海分会の会員企業からの要望により、組合員の現地各社に共通する人事管理、法務、税務、財務等の管理部門が抱える諸問題について実務担当者による情報と意見の交換、及び交流を目的として、2010 年（平成 22 年）9 月に「上海分会」の下に「管理部門分科会」を新たに設置した。

2024 年度に於いては、情勢不安により開催を見送り、情報共有のみ行った。

VIII. ベトナム分会

日本繊維輸出組合・日本繊維輸入組合は、合同事業として組合員のベトナム駐在企業相互の情報交換と交流を促進し、また、必要に応じてベトナム現地（ハノイ／ホーチミン）での各社に共通する問題の情報交換やその対応等を検討するため、2023 年 11 月に「ベトナム分会」を設立した。

2024 年度に於いては、別所会長（帝人フロンティア（ベトナム）社長）の下でベトナム分会を開催すると共に、ベトナム分会の開催に合わせ一般財団法人ニッセンケン品質評価センターの協力を仰ぎ組合員企業並びにその関連企業のベトナム人スタッフを対象とした「繊維の基礎知識と品質管理セミナー」をベトナム語で実施した。

第 2 回「ベトナム分会」

日 時：2024 年 10 月 22 日（火） 15 時～17 時

場 所：リバティーセントラル サイゴンシティポイントホテル 2 階「アポロ」

議 事：講演：「紡績工程のメーカー視点での変化と動向」

1. 紡績手法による違いのおさらい
2. 紡績手法への投資の変化
3. 原料などサステナビリティに関する動向 など

講師・説明者：村田機械株式会社 営業部

Product Manager of VORTEX 兼 マーケティングチームリーダー

森 昭二 氏

—東南アジアチーム チームリーダー

橋本 周一 氏

—ベトナム担当

宝谷 俊哉 氏

参加者：組合員企業のベトナム駐在員およびナショナルスタッフなど約 25 名

なお、講演終了後懇親会を開催し、別所会長の発声で乾杯し、約 30 名の参加者が懇談し交流を深めた。

1. 「ベトナム分会」会員名簿

(2025年3月31日現在 14社/登録者数15名)

会社名	現地企業名
(株)エドウィン	THE REPRESENTATIVE OFFICE OF EDWIN.CO., LTD.
(株)GSIクレオス	GSI TRADING HONG KONG COMPANY LIMITED HANOI OFFICE
(株)ゴールドウィン	GOLDWIN SAI GON VIETNAM CO., LTD.
一村産業(株)	CHORI VIETNAM CO., LTD.
伊藤忠商事(株)	PROMINENT (VIETNAM) COMPANY LIMITED
興和(株)	KOWA COMPANY, LTD. HANOI OFFICE
MNインターファッション(株)	MN INTER-FASHION VIETNAM COMPANY LIMITED
野村貿易(株)	NOMURA TRADING VIETNAM LIMITED LIABILITY COMPANY
シキボウ(株)	SHIKIBO LTD. HO CHI MINH REPRESENTATIVE OFFICE.
(株)STX	STX VIETNAM LIMITED LIABILITY COMPANY
田村駒(株)	TAMURAKOMA VIETNAM CO., LTD.
帝人フロンティア(株)	TEIJIN FRONTIER (VIETNAM) CO., LTD.
豊島(株)	TOYOSHIMA VIETNAM CO., LTD.
豊田通商(株)	TOYOTA TSUSHO FASHION EXPRESS VIETNAM COMPANY LIMITED

<第1回 ベトナム人職員向け「繊維の基礎知識と品質管理セミナー」(ホーチミン地区)>

開催日時：2024 年 10 月 21 日 (月) 13 時～17 時

開催場所：リバティーセントラル サイゴンシティポイントホテル 2 階「アポロ」

内 容：①アパレル用繊維の基礎知識

②繊維・糸・テキスタイルの基礎

③アパレルの品質管理・品質基準

④アパレルの事故事例

講 師：一般財団法人ニッセンケン品質評価センター ホーチミン事務所

参 加 者：在ホーチミン組合員企業のベトナム人スタッフなど約 80 名

IX. 繊維産業技能実習事業協議会への対応

1. 繊維産業技能実習協議会

経済産業省と日本繊維産業連盟は、外国人技能実習に関し、繊維産業における法令違反（最低賃金・割増賃金等の不払い、違法な時間外労働等）が多く指摘されていたことから、2018年3月23日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第54条第1項に基づき、繊維業界団体等を構成員とした「繊維産業技能実習事業協議会」を設置し、2018年3月23日に第1回会合を開催、2024年度は2025年3月21日に第12回が開催された

経済産業省と日本繊維産業連盟が共同事務局となり、第1回から第3回までの会合において、協議会設置の主旨、運営方法、外国人技能実習制度の現状、課題及び問題点等について認識するとともに対応等について検討し、第4回会合において、「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定・公表した。取組の内容は、①技能実習に係る法令遵守等の徹底、②取引適正化の推進、③発注企業の社会的責任（サプライチェーンに対する責任）、④業界団体における体制等の整備、などが挙げられ、業界団体主導により、特に、大企業が率先して具体的行動をとることが求められ、業界団体と縫製業の受発注企業が早急かつ重点的に「取組」への対応を求められている。

2. 輸出・輸入組合の「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」への対応について

2018年6月19日、第4回繊維産業技能実習協議会において取り纏められた「取組」に関し、当組合は輸入組合と共に「技能実習及び取引適正化推進分科会」を設置し2018年9月に第1回会合を開催、2019年度から「技能実習及び取引適正化推進分科会」から「委員会」へ改称し、更に、幅広くSDG'sに対応するため2022年5月の通常総会において委員会名を「CSR委員会」と改称し、2024年度は第8回委員会を7月に開催した。

X. 日本繊維産業連盟に係る事案

1. 「通商問題委員会」への参画

日本繊維産業連盟・通商問題委員会（第150回～第153回、計4回開催）に参画し、輸出入貿易動向を把握すると共に、EPAを中心とした繊維通商問題について、情報交換等を行った。

2. 「EPA活用推進会議」への参画

経済産業省通商政策局経済連携課の「EPA活用推進会議」に繊維産業界代表として継続

参画した。EPA 原産地証明書プラットフォーム（JAFTAS）と日本商工会議所の「第一種特定原産地証明書発給システム」の連携やデジタルツール関連への取組、他産業界における制度・運用改善・普及活動などへの取組が報告された。繊維業界に関しては、同会議に委員として登録している輸出・輸入組合ロジスティクス委員長が、EPA 活用に関し「通関士の有効活用について」言及した。

3. 「繊維産業における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」への参画

物流の 2024 年問題に関し、政府が策定した「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を踏まえ、日本繊維産業連盟が取り纏めた繊維産業における「自主行動計画」に参画し、これまで以上に物流の適正化・生産性向上を図るべく担当委員会での検討を行うとともに、組合員への啓蒙活動などを実施した。

4. 「繊維産業技能実習事業協議会」への参画

経済産業省製造産業局生活製品課及び日本繊維産業連盟が共同事務局となり設置された「繊維産業技能実習事業協議会」において定められた「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」に基づき、現状、課題、違法事例とその対応等情報共有し、繊維業界における人権尊重への取組拡大と可視化を図るため「繊維産業における責任ある企業行動実施宣言」への賛同を求め、また、繊維産業流通構造改革推進協議会による取引適正化の「自主行動計画」への取り組みなど、組合員への情報発信による普及啓発に努め、併せてアンケート等フォローアップを行った。

日本繊維産業連盟は、2021 年度に各企業が社会的責任を果たし、ビジネスの進めやすい環境を整備することを目的とした繊維版「責任ある企業行動ガイドライン」を取り纏めるため「責任ある企業行動ガイドライン委員会」を立ち上げ、当組合はこれに参画し、2022 年 8 月 31 日に「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」が発行された。

「繊維産業技能実習事業協議会」等を通じて行ってきた技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取り組みなどにより、2024 年 3 月 29 日付にて特定技能制度における繊維業の業種追加に関し閣議決定され、繊維業が特定技能制度における特定産業分野「工業製品製造分野」の対象業種となった。

2024 年度においては、繊維企業が特定技能外国人を受け入れる際の追加要件の一つとして「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」が課されたため、経済産業省では、我が国繊維産業の実態を踏まえた監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry（JASTI）」の策定及び第三者監査制度の運用体制の構築について検討し、2025 年 3 月 19 日の「産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会」を経て JASTI が策定された。JASTI は、追加要件への適合を確認するための対象となる認証・監査の 1 つとして追加され、2025 年 4 月から運用が開始される。

5. 取引適正化の推進

日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会（以下、SCM 推進協議会）は、経済産業省が策定した「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（以下、ガイドライン）」に基づき、「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」（以下、自主行動計画）を2017年（平成29年）3月に制定し取引の適正化に努めてきた。

自主行動計画は、繊維産業のビジネスモデルの変化に伴い数次にわたり改訂がなされ、2023年7月21日に、中小企業政策審議会取引問題小委員会において、下請Gメンから繊維産業に対し、サプライチェーンを通じて法令順守、取引適正が不十分であるとの指摘を受け、8つの項目（取引対価、価格交渉、短納期発注、分割納入、支払条件、歩引き、検査基準、知的財産の保護）について改訂（第6版）が行われ、併せて、「繊維業界における自主行動計画の徹底プラン（以下、徹底プラン）」を策定した。

当組合は、自主行動計画や徹底プランを組合員へ情報発信と普及啓発に努めるとともに、輸出・輸入両組合は、SCM 推進協議会の「取引改革委員会」へ参画し、自主行動計画の実態調査のための第8回フォローアップ調査に協力した。

また、経済産業省から適正取引の推進に向けた要請により、①円滑な価格交渉と価格転嫁、②歩引き取引の排除、③手形等のサイトの短縮、④契約書等の書面化など、下請取引に関する法令順守、適正な取引の推進を通じたサプライチェーン全体の改善が必要な旨、組合員へ周知徹底した。

6. 日本繊維産業連盟「技能実習適正化推進委員会・取引適正化推進委員会」への参加（2回）

日時：2024年7月11日（木）

場所：野村コンファレンスプラザ日本橋 6階大ホール

議題1. 会員における委員会の開催状況について

議題2. 取り組み状況について紹介

議題3. その他

日時：2024年12月9日（月）

場所：野村コンファレンスプラザ日本橋 6階大ホール

議題1. 会員における委員会の開催状況について

議題2. 育成就労制度の概要について

7. 日本繊維産業連盟・責任ある企業行動ガイドライン委員会への参加

2021年に経産省で開催された「繊維産業のサステナビリティに関する検討会」報告書において、ILOをはじめとした国際機関と連携し、企業がよりデュー・デリジェンスに取り組みやすくするためのガイドラインの策定が望ましいとの結論から、各企業が社会的責任を果たし、ビジネスの進めやすい環境を整備することを目的とし、ILO 駐日事務所の協力を

得て、繊維版「責任ある企業行動ガイドライン」が2022年8月31日に発行された。

XI. 関係当局への対応

1. 経済産業省関連事項について

- (1) 経済産業省製造産業局生活製品課による、「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン第1版」の策定に関するヒアリング要請に対応した。
- (2) 経済産業省製造産業局生活製品課による、「維産地におけるサプライチェーン強靱化に向けた対応検討会」開催にかかる、繊維産地を支える繊維商社の取り組みについてのヒアリング要請に対応した。
- (3) 経済産業省製造産業局生活製品課による、インドネシアの衣料品・アクセサリーに対するセーフガード措置の延長のための調査開始に伴う影響等の確認及び情報提供要請に対応した。
- (4) 経済産業省通商政策局経済連携課の「EPA 活用推進会議」に繊維産業界代表として継続参画した。
- (5) 日バングラデシュ EPA をはじめ交渉中の EPA 締結に向けた提言を行った。

XII. 国内関係諸団体

当組合は、国内関係諸団体の会員、協力団体として、その事業遂行に積極的に協力した。当組合が加入している国内関係諸団体は以下のとおりである。

日本繊維産業連盟、(一社)日本貿易会、日本貿易振興機構(ジェトロ)、英国市場協議会、(一社)繊維評価技術協議会、(公財)日本関税協会、繊維産業流通構造改革推進協議会(繊維ファッションSCM推進協議会)、(一社)日中経済貿易センター、(一財)対日貿易投資交流促進協会、NPO 法人輸出入手続サポートファーム

XIII EIPS コンサルタント事業の組合員企業への提供

組合員企業が日々の輸出入手続きにおいて直面する困り事や不明な点などについて、NPO 法人輸出入手続サポートファーム(EIPS)の協力のもと、同法人が会員限定で提供している「コンサルタント事業」において、長年にわたり貿易業務や関税・税関行政に携われ、高度かつ幅広い専門知識、豊富な経験と人脈を持つ通関士や税関のOB・OG等の方々に相談することができるサービスの提供を今年度も継続して実施した。

XIV. CSR について

新興国への事業展開が進む中、自社工場やサプライチェーンにおける労働問題（児童労働、強制労働、低賃金、劣悪な労働環境等）や環境問題が、経営上のリスクとして大きくクローズアップされている。

労働問題への対応が不適切な場合、企業のブランドイメージの低下や、それに伴う売上の減少、そして労働ストライキや訴訟へと発展し、企業の責任が厳しく問われることになる。

このことから 2015 年度より、日本繊維輸入組合・日本繊維輸出組合・一般社団法人テキスタイル倶楽部共催で、組合員への情報発信、情報交換を目的に、CSR セミナー・勉強会を開催してきた。

また 2018 年 3 月より、経済産業省製造産業局と日本繊維産業連盟を共同事務局とした繊維産業技能実習事業協議会への参加に伴い、2019 年に組合内に「技能実習及び取引適正化推進委員会」（2022 年度より「CSR 委員会」に改称）を設置し、国内の繊維産業において度々指摘されている外国人技能実習生に関する法令違反問題について、組合員のサプライチェーン上での取引の有無を確認し、経産省に適宜報告している。（第五-VI・第六-X・XI）

第七 業務関係

I. 輸出繊維品の原産地証明書発給状況

当組合は、繊維品輸出に係る原産地証明書の発給業務を行っており、2024 年 1～12 月に発給した証明書の件数は下記の通りであった。

2024 年 1～12 月 原産地証明書発給件数

		件 数	前 年 比
大阪本部	組合員	797	81%
	非組合員	43	86%
東京支部	組合員	97	135%
	非組合員	5	45%
合 計	組合員	894	85%
	非組合員	48	79%
総 合 計		942	85%

II. 広報、諸統計、その他

1. ホームページでの広報等による情報提供

作成している各種貿易統計をタイムリーに活用できるサービス体制の強化を目指すとともに、効率的な業務運営並びに経費節減の観点から、2002 年 8 月にホームページを開設した。各種案内、制度変更の通知、各種報告書、各種統計等を掲載したほか、重要または緊急性のある情報を迅速に掲載する等組合員への情報サービスの強化を図るとともに HP の利用推進を図った。

また、2022 年には日本繊維輸入組合ホームページとの統合を図り、各種情報配信における組合員配信先の管理に活用、また、各種セミナーや講演会、研修会の申し込みを WEB 上から受け付ける機能を追加するなど効率的な運用に役立てた。

URL <https://jteia.org/> （なお、当組合の E メール・アドレスは info@jteia.or.jp）

2. 諸統計の作成

(1) 通関情報処理システム (CCIS)

①下記の CCIS データ項目の内容で、組合員の貿易データの電算処理を行った。

輸入：申告番号、許可年月日、荷主 **SECTION** コード、荷主 **REF No**、データ区分、申告等種別コード、申告税関コード、申告等年月日、輸入者コード、**B/L** 番号/**AWB** 番号、貨物個数・重量、インボイス価格、通関金額、評価申告区分コード、関税免税額合計、関税減税額合計、関税額合計、内国消費税、品名、関税課税価格、関税率、関税率区分コード、関税額、関税減免税額、関税減免税適用条項、品目コード、数量、減免税コード、原産地名、原産地証明書識別、審査検査区分識別、インボイス番号、荷主自由記事欄など

輸出：申告番号、許可年月日、荷主 **SECTION** コード、荷主 **REF No**、データ区分、要船積確認記号、輸出管理番号、申告種別、輸出者コード、輸出者名、貨物個数・重量・容積、仕向地、積込港、輸出承認証区分、インボイス価格、**FOB** 価格、事前検査済貨物識別、仕向人名、品目コード、原産地コード、輸出貿易管理令別表コード、他法令コード、関税減免税戻税コード、内国消費税免税コード、申告価格、コンテナ番号、インボイス番号、通関業者名、荷主自由記事欄、輸出承認証等識別、**AWB** 番号など

- ② これらのデータを基に作成した、各組合員の自社に関する輸出入の諸統計情報及び **CCIS** の日次データを、組合のホームページからダウンロードして閲覧することができるサービスを今年度も継続して実施した。

(2) 輸出貿易統計

日本の繊維品輸出貿易について、財務省ホームページ等から日本の繊維品輸出通関実績を入手し、「**TEXTILE EXPORTS OF JAPAN**」、主要品目統計などの月表を毎月作成して組合ホームページに掲載した。

3. 登記・届出関係

- ① 2024. 6. 11 2023 年度事業報告書の承認届（経済産業大臣）
- ② 2024. 6. 11 役員に関する変更届（経済産業大臣）
- ③ 2024. 8. 2 代表理事変更登記

添付書類（要望書等）

I. 日・Bangladesh EPA に関する意見・要望等について

至 急

2024年4月4日

日本繊維産業連盟
通商問題委員会
委員各位

日本繊維産業連盟
常任幹事 田村敦彦

Bangladesh との EPA に関して（お願い）

常日頃は繊維産連の活動にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

早速ですが、表記の件、2月開催の通商問題委員会でも取り上げましたが、政府間の交渉がスタートされております。

ついては、今後、両国の繊維業界にとって有意義なEPAとし、さらなる発展につなげる内容にしたいと考えており、交渉にあつての繊維業界の基本スタンスを確認させて頂きたく存じます。ご多忙中恐れ入りますが、至急で4月11日（水）までに貴団体でのご意見のご確認をよろしくお願い致します。

(返信用)

貴団体名;日本繊維輸入組合、日本繊維輸出組合

(2024 年 4 月 11 日)

1) 基本スタンスについて

「相互即時に全て関税撤廃、原産地規則は現状の L D C 特恵の条件を維持する」

(市場環境を変えない、競争条件を変えないというスタンス)

＊現状の L D C 特恵条件

○関税：全てゼロ

○原産地規則：

衣類は 1 工程（但し、62 類の一部、ハンカチ、スカーフ、ネクタイ等は例外）、

織物/編物は 2 工程（糸＋織/編）

63 類「紡織用製品のその他の製品」は 3 工程（糸＋織/編＋縫製）

問題なし

問題あり

(いずれかに○を付けて下さい)

<意見があれば記入して下さい>

- ・「相互即時に全ての関税撤廃」については問題ありません。
- ・原産地規則については、現状の LDC 特恵の条件を維持することを最低条件とし、日本の国内産業への影響が大きい場合、61 類から 63 類の原産地規則を「製品の製品化工程の 1 工程」に統一していただきたく要望いたします。
バングラデシュは、原材料を輸入に依存しており現地調達に難しい素材も多く、LDC 特恵の条件が自国（または日本）での素材調達が求められる 2 工程ルール（6215 項/ネクタイ。6216 項/手袋、ミトン及びミット。6217 項/その他の衣類付属品及び衣類又は衣類付属品の部分品。）及び 3 工程ルール（6213 項/ハンカチ。6214 項/ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品。63 類）となっている品目については原産地基準を満たすことが難しく、殆ど活用されていない状況にあることから、国内産業への影響が大きい場合、バングラデシュにおけるアパレル生産の実態に合った原産地規則としていただきたく思います。
- ・また、61 類から 63 類の原産地規則を「製品の製品化工程の 1 工程」へ統一することが難しい場合、LDC 特恵の条件が 3 工程ルールになっている 6213 項、6214 項、63 類については、日本がこれまでに締結している EPA においては 2 工程ルールを採用しているものが多いことから、2 工程ルールに緩和していただきたく要望いたします。

- ① 輸入：衣類が大半なので、現状のLDC特惠（1工程ルール）が最優先
- ② 輸出：繊維原料（短繊維関連）、紡織品（化繊糸、糸、生地）と繊維機械が多いので、これらは関税撤廃（すべて1工程ルール）

問題なし 問題あり
(いずれかに○を付けて下さい)

- ・輸入については、1) での回答のとおりです。
- ・輸出については、将来的な内需向けや欧州向け（特に高機能の加工を施した生地、環境対応分）の再輸出の可能性を加味し、基本スタンスを LDC 特恵の条件の維持ではなく、1 工程ルールとしていただきたく要望いたします。
- ・日本で染色・プリントのみの行程を施した生地が原産品として認められる内容とするかどうかについては、将来、内需向けや欧米向けアパレル生産における生地の調達などにおいて日本産生地の需要が生まれた際、競合する中国製、韓国製、EU 製などの生地との比較において不利な状況が生まれないようにしていただくことが重要であると考えます。

① 金融・決済システムについて。

- ・貿易取引の決済で、T/T（電信送金）は少額枠（25,000 ドル程度）を条件付き申請する必要がある。一定金額以上の TT は例えば親子会社間でも認められない。結果、実際のビジネスで利用できるのは L/C（信用状）のみとなるため、手続きが煩雑で不便である。

② 物流関係について。

- ・外資参入が認められず寡占的であるため、サービスや対応が改善されない。特に困るのは、空港内、通関業と荷物取り扱い保管、運搬業者。例えば、取り扱いが乱雑で対応悪く対応が遅いなどの問題あり。
- ・営業保管倉庫業が認められていないため、製品・資材の保管のためには必要な倉庫を自社で建設・維持しなければならない。
- ・バングラ唯一の国際港チッタゴン港のキャパが小さい。コンテナ積みバンニング場所として、港湾周辺 20km 圏内でオフドック（Off Dock）集積所の営業が認められているが、

オフドック場内での倉庫保管業およびオフドック以外での倉庫保管業について明文化されたルールがない。

＜他に情報がありましたら記入して下さい＞

・副資材などの輸入通関について

副資材などの輸入通関において非常に時間を要したり、通関が止められ別途費用が発生したりすることが多く、通関の円滑化・不透明な行政措置について改善していただきたく要望いたします。こうした通関におけるトラブルは、発生の有無が輸入者によって差があったり、同じ手続きを行っていてもその時々で運用や判断が異なったりするため安定的な商売が行えない状況があります。

また、バングラデシュに RFID タグを送付したところ、(当然正しい価格にて INVOICE を作成)、バングラデシュでの輸入通関において課税標準額をバングラデシュ税関が決定し、当該課税標準額に合わせて関税が徴収されました。現地からの情報によると、課税標準額は公開されておらず、申告時に税関が決定して通知され、必要な関税を支払う必要があるとのこと。バングラデシュでは、RFID タグは高価なものと考えられているようですが、その場合においてもバングラデシュ税関が考える正しい課税標準額はきちんと公開されるべきと思います。

・バングラデシュ向け輸出における外航保険について

複数の損害保険会社より得たバングラデシュ向け輸出に関わる外航保険（海上・航空保険）付保条件として、バングラデシュ向け輸出における外航保険（海上・航空保険）つきましては、現在、付保規制国となっており海外の保険会社は引き受けができない国となっており、これはバングラデシュ側が外航保険に関しては、国内保険会社にて保険付保しなければならない制度としているためと聞いております。（例外として EPZ 内企業のビジネス、現地で手配できない事情があり当局の許可を取得している場合のみは、バングラデシュ以外の海外の保険会社が保険付保可能。）

経済連携協定を締結する 2 国間は、対等な立場で商売ができることが必要条件であると考えますので、国内保険会社以外の保険会社でも外航保険を付保できるように制度を変更していただきたいです。

4) その他の要望事項がありましたらお願いします。

＜意見があれば記入して下さい＞

・現状の LDC 特恵を適用したバングラデシュからの輸入貿易の継続性に支障が生じることを避けるため、LDC 特恵を適用可能な期間内において EPA を発効していただきたく要望いたします。

また、2023 年 10 月、WTO が LDC 卒業国に対する特恵関税の延長措置などの支援を加盟国に対して推奨することを決議していますが、日本においても LDC 特恵を適用可能な期間内に EPA が発効できない場合を想定し、LDC 特恵の延長措置についても実施していただきたく要望いたします。

以上

日バングラデシュ EPA に向けた共同研究会に向けての繊維産連の基本スタンス
に関する意見・要望等について

日本繊維輸入組合
日本繊維輸出組合
ロジスティクス委員会

【EPA に交渉における基本スタンスに関する要望事項】

関税の引下げについて

- 現状の LDC 特恵を適用したバングラデシュからの輸入貿易の継続性に支障が生じることを避けるため、LDC 特恵を適用可能な期間内において EPA を発効していただきたい。
- 繊維品（第 11 部）については、全品目について相互即時撤廃としていただきたい。
- その他関連品目（履物/第 64 類、帽子/第 65 類、革製品/第 42 類、皮革・毛皮製品/第 43 類等）については、現状の LDC 特恵と同等の内容を最低基準とし、日本が締結している EPA においてより高いレベルでの削減・撤廃が図られているものについては、その内容に準ずるものとしていただきたい。

品目別規則（PSR）について

- 現状の LDC 特恵を適用したバングラデシュからの輸入貿易の継続性に支障が生じることを避けるため、LDC 特恵における原産地規則（関税暫定措置法施行規則第 9 条及び別表）の条件を維持することを最低基準としていただきたい。
- バングラデシュでの生産において、LDC 特恵における原産地規則を満たすことが難しいと考えられる品目については、原産地規則の内容を緩和していただきたい。

（具体例）

- 衣類（第 61 類、第 62 類（第 6201 項～第 6212 項））：

バングラデシュでの衣類生産においては、原材料の国内調達が難しく、その多くを中国などからの輸入品に頼っており、これまでに日本が締結している EPA において多く採用されている 2 工程ルールでは原産地規則を満たすことが出来ない製品が多数あることから、衣類の原産地規則は、LDC 特恵における条件である 1 工程ルール（紡織用繊維の織物類又は編物からの製造）としていただきたい。

- 第 6213 項～第 6217 項（ハンカチ、スカーフ、ネクタイ等）：

LDC 特恵の原産地規則は、2 工程ルール（紡績用繊維の糸からの製造）または 3 工程ルール（化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維

くずからの製造)となっており、バングラデシュ生産においては条件を満たすことが難しいケースが多くあることから、バングラデシュでの生産の実態を考慮した1工程ルールとしていただき、第61類および第62類は全て1工程ルールに統一していただきたい。

- 第63類：

LDC 特恵の原産地規則は、3工程ルール（化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造)となっており、バングラデシュ生産においては条件を満たすことが非常に難しいことから、現状のバングラデシュでの生産実態を考慮した1工程ルールとしていただきたい。

○第61類～63類までの産品について、日本が締結している多くの経済連携協定に規定されている、「品目別規則（PSR）は関税分類を決定する構成部分についてのみ適用される」を設けていただきたい。

また、LDC 特恵における原産地規則（関税暫定措置法施行規則第9条及び別表備考五）に定められている「関税定率法別表第六一類から第六三類までに該当する物品が原産品であるか否かを決定するに当たり、物品の生産に使用された原料又は材料であって同表第五〇類から第六三類までに該当しないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。」と同様の規定を設けていただきたい。

特恵要求手続き（証明制度）について

- 日本側輸入者、輸出者双方において、採用される原産地証明制度の種類が多く、利用者の選択肢が広がることが望ましい。
- その上で、日本側輸入者においては、輸出国の権限ある機関が発給する原産地証明書による特恵要求手続き、所謂「第三者証明制度」を必ず採用していただきたい。（第三者証明制度は、現状のLDC 特恵を適用したバングラデシュからの輸入貿易においても採用されていることから、EPA 発効初期において散見される原産地証明書の発給におけるトラブル回避にも繋がるものと思われる。）

ビジネス環境整備について

- 副資材などの輸入通関において非常に時間を要したり通関が止められたりすることが多くある。また、別途費用（不当な金銭要求をされるケースもある。）が発生したりすることが多くある。こうした通関におけるトラブルは、発生の有無が輸入者によって差があったり、税関担当官によって要求する内容や判断が異なったりするため安定的な商売が行えない状況がある。不透明な通関手続きについて、統一かつ明文化された対応基準の公開と履行の徹底により、通関の円滑化をお願いしたい。

- 外貨の国外送金規制の緩和をお願いしたい。輸入した商品の不良品に対する商品代金返金やクレーム解決金の送金などが必要な際、バングラデシュからの外貨送金のハードルが高く不便が生じている。
- 原材料輸入に対する L/C（信用状）決済の恒常的な遅延と手続の煩雑さについて改善をしていただきたい。
- 横流し懸念から原材料の無償通関制度が厳格化されているが、L/C 決済の遅延や手間もあり、無償通関取引の緩和をお願いしたい。
- 決済方法が対等な立場ではなく輸入者不利な取引条件であるなど独自の貿易ルール・慣習について改善していただきたい。
- 自国保険主義（付保規制）について改善していただきたい。
- チョットグラム港の港湾荷捌き能力の低さから輸入原材料の引き取りに時間を要しており、インフラ整備をお願いしたい。また、チョットグラム港は大型船が入港できない為、シンガポールやマレーシアでの積替えが必要なためスケジュール管理がしづらく予定が遅れることも多い為、深海港となるマタバリ港および周辺インフラ開発を至急進めていただきたい。
- 深刻な交通渋滞により非効率なオペレーション・行動日程を余儀なくされており、改善をお願いしたい。

以上